

財務省告示第三百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月十二日

財務大臣 中川昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十六回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

三 振替法の適用等 第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

六

イ
発

入札発行額
入札発行額
入札発行額

口

札非競争
札非競争
札非競争

八

国債市場
国債市場
国債市場

二

国債市場
国債市場
国債市場

非競争
非競争
非競争

額面金額で一兆七千四百十五億
 円のうち平成二十年
 うちの発行の特例に
 債の発行の規に基
 二条第一項の定に基
 し、た利付国債につ
 金額で八千十七億七
 円、特別会計に關す
 十六条第一項の規に
 行した利付国債につ
 面金額で七千七百九
 五十八万五千四百
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 額で千六百三億五
 特別会計に關す
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 で七十三億三千四
 特別会計に關す
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 千五百六億
 特別会計に關す
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 二十億
 特別会計に關す
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 五億
 特別会計に關す
 条第一項の規に基
 た利付国債につ
 二十億

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加

(一) 年

一・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{17}{365}}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税

十四 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
することができ。平
成二十一年三月二十日
を払
期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を
を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属
する

十六 償還期限

平成三十年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十年十月七日